

三重県社会福社会館 PFI 事業導入可能性調査業務 公募型プロポーザル選定要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県社会福社会館 PFI 事業導入可能性調査に関する業務を委託する者の決定に当たり、公募型プロポーザルにより提案のあった企画提案資料の選定方法について、必要な事項を三重県調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づいて定めるものである。

(選定業務)

第2条 三重県社会福社会館 PFI 事業導入可能性調査業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)は以下の各項により選定業務を行う。

2 提出された各企画提案資料については、各委員により「選定表」に基づき書面審査(第一次審査)を行い、採点の総合計点数により、高得点のものから順番に5件を優良提案とする。

ただし、提出された企画提案資料が5件以下の場合にあっては、これを省略することができる。

3 優良提案に選定されたものの選定もしくは前項ただし書きの場合にはプレゼンテーション(第二次審査)を実施し、「選定表」に基づき、最優秀提案を選定する。

(選定評価)

第3条 選定評価(配点)については、以下の各項により行う。

2 選定は「選定表」に基づく5段階(高評価は5点とする)の絶対評価とする。

3 「選定表」の評価点欄で、1点があった企画提案については選定しない。

なお、本項については、プレゼンテーション(第二次審査)時のみ適用する。

4 委員評点(満点)の60%未満の企画提案については選定しない。

5 1者参加の場合においても、前項の基準同様とする。

6 各委員の採点の総合計点数が同点の場合は、出席委員の採決により決定する。

なお、同数の場合は、委員長が決定する。